

長崎市上下水道局規程第 2 4 号

長崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 8 日

長崎市上下水道事業管理者 片 江 伸一郎

長崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

長崎市上下水道局事務決裁規程（昭和 4 2 年長崎市水道局規程第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表第 1（第 3 条関係） 共通専決事項表 1 〔略〕 2 財産に関する事項			別表第 1（第 3 条関係） 共通専決事項表 1 〔略〕 2 財産に関する事項		
事項	管理者決	専決区分	事項	管理者決	専決区分

	裁	部長	課長	係長
(1) 企業用財産のき損 等に係る損害賠償の額 を決定すること。	損害の見 積金額が 50万円 を超える もの	損害の見 積金額が 20万円 を超え5 0万円以 下のもの	損害の見 積金額が 20万円 以下のも の	
(2) 企業用財産の不法 占有に係る必要措置を 決定すること。	異例又は 重要なも の	異例又は 重要なも の以外の もの		
(3) 固定資産の貸借を すること。	異例又は 重要なも の	1月以上 使用のも の（異例又 は重要な ものを除 く。）	1月未満 使用のも の（異例 又は重要 なものを 除く。）	
(4) 企業用財産の目的	異例又は	<u>軽易なも</u>	<u>軽易なも</u>	

	裁	部長	課長	係長
(1) 企業用財産のき損 等に係る損害賠償の額 を決定すること。	損害の見 積金額が 50万円 を超える もの	損害の見 積金額が 20万円 を超え5 0万円以 下のもの	損害の見 積金額が 20万円 以下のも の	
(2) 企業用財産の不法 占有に係る必要措置を 決定すること。	異例又は 重要なも の	異例又は 重要なも の以外の もの		
(3) 固定資産の貸借を すること。	異例又は 重要なも の	1月以上 使用のも の（異例又 は重要な ものを除 く。）	1月未満 使用のも の（異例 又は重要 なものを 除く。）	
(4) 企業用財産の目的	異例又は	<u>1月以上</u>	<u>1月未満</u>	

外使用を許可すること。	重要なもの	<u>の（許可期間が1年を超え、かつ使用料が30万円を超えるものに限る。）</u>	<u>の（許可期間が1年を超え、かつ使用料が30万円を超えるものを除く。）</u>		外使用を許可すること及び許可の取消しをすること。	重要なもの	<u>の使用の場合（異例又は重要なものを除く。）</u>	<u>の使用の場合（異例又は重要なものを除く。）</u>	
<u>(5) 企業用財産の目的外使用の許可の取消しをすること。</u>			<u>○</u>		[新設]				
<u>(6) 企業用財産の貸付け</u> をすること。	重要なもの	<u>軽易なものの（貸付期間が1年を超え、かつ1件の予定価格</u>	<u>軽易なものの（貸付期間が1年を超え、かつ1件の予</u>		(5) 企業用財産の <u>貸し付け</u> をすること。	重要なもの	<u>軽易なもの</u>		

			が 3 0 万 円を超え るものに 限る。)	定価格が 3 0 万円 を超える ものを除 く。)					
(7) 企業用財産（処分 したものを含む。）の 登記又は登録をするこ と。			○		(6) 企業用財産（処分 したものを含む。）の 登記又は登録をするこ と。			○	
(8) 用地の分筆又は合 筆をすること。			○		(7) 用地の分筆又は合 筆をすること。			○	
(9) 用地の境界を確定 すること。	重要なも の		軽易なも の		(8) 用地の境界を確定 すること。	重要なも の		軽易なも の	
(10) 固定資産の所管 替えを決定すること。		○			(9) 固定資産の所管替 えを決定すること。		○		
(11) 不用物品の処分 をすること。		1 件の価 額が 5 0 万円を超	1 件の価 額が 5 0 万円以下		(10) 不用物品の処分 をすること。		1 件の価 額が 5 0 万円を超	1 件の価 額が 5 0 万円以下	

		えるもの	のもの				えるもの	のもの	
3～5 〔略〕					3～5 〔略〕				

附 則

この規程は、公布の日から施行し、同日以後に起案がなされたものから適用する。